

大東市監告示第1号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成29年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成30年5月11日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

平成29年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆総務部（総務課、納税課、市民課）

【総務課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 継続的な指摘事項について</p> <p>「土地貸付料の期限内収納」、「ガソリン単価の見直し」、「職員駐車場への公金投入の解消」の問題については、これまで決算審査や定期監査等を通じて、機会あるごとに指摘を行ってきたところである。</p> <p>今回その後の進捗状況を確認したところ、改善に向けた努力や一部成果はみられるものの、いまだ解決には至っていない。</p> <p>すでに指摘済であるこれらの事項について、尚一層の解決に向けた努力を行われたい。</p>
総務課 措置状況
<p>土地貸付料については相手方と交渉し、納期内納付に努めてまいります。</p> <p>ガソリン単価については、クレジットカードによる支払いなど、支払方法の変更についての検討を行っており、平成30年度中の導入に向けて準備を進めているところです。</p> <p>職員駐車場につきましては、公用車や市民会館来館者の駐車場としても利用しているため、利用実態に合わせて負担割合の変更を行いました。</p>

【納税課】

監査委員 指摘事項

(2) 市税延滞金の減免について

前回の平成25年度の定期監査等では、市税延滞金の減免に係る取扱いについて、市税延滞金減免取扱い要綱（以下「減免要綱」という。）を拡大して理解したものと思われる事例があり、是正を求めたところである。

今回確認したところ、一部に前回と類似する事例がみられ、指摘事項が十分に徹底されていない状況であった。

今一度、減免要綱に従った事務の執行について徹底されたい。

納税課 措置状況

ご指摘いただいた減免要綱の拡大解釈による減免について、今後適用しないよう再度、納税課職員に徹底をしたところです。

今後も、法令を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

【納税課】

監査委員 指摘事項

(3) 現金出納簿の作成について

会計規則第19条では、「会計管理者、出納員または現金取扱員は、現金を直接領収したときは、領収証書を納入義務者に交付し、現金出納簿に領収額等を記録しなければならない。」と規定され、現金出納簿が会計上の重要な帳簿とされている。

納税課の現金出納簿を確認したところ、各月の小計額と累計額が鉛筆書きで行われている事例があるなど、現金出納簿のもつ記録機能を没却しかねない事務処理が行われていた。

安全かつ適正な管理という公金管理の基本に立ち戻り、正確な現金出納簿の作成に努められたい。

納税課 措置状況

現金出納簿における鉛筆書きでの記入について、繰り返さぬよう、役職者が月単位で再確認するよう改めました。

今後も、適正な事務の執行に努めてまいります。

【市民課】

監査委員 指摘事項

(4) 自動車臨時運行許可業務について

市民課の所管事務の一つに、自動車臨時運行に関する許可事務がある。許可にあたっては、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を発行するとともに、臨時運行許可番号標（以下「プレート」という。）の交付が行われている。

前回の平成25年度の定期監査等では、本来、許可期間満了後5日以内に返納しなければいけない許可証やプレートについて、返納されないままの状態が多数見受けられたことから、その改善に努めるよう指摘したところである。

今回返納状況を確認したところ、一定の改善傾向はみられるものの、なお未返納事例が多数みられる状況であった。

未返納プレートが犯罪に利用される事例が全国で発生しており、返納督促について更なる徹底を図られたい。

市民課 措置状況

ご指摘を受けた未返納事案につきまして、該当者に対して早急に返納するよう督促の電話連絡、および督促文書の送付を実施しております。

その結果、徐々にではございますが、返納に至るケースも出ております。

今後も継続して未返納者に対する電話および文書での督促を実施し、督促に応じない場合は、居住地への訪問を実施してまいります。

また、該当者が他の要件で市民課に来庁した場合の連絡体制を徹底してまいります。

【市民課】

監査委員 指摘事項

(5) 証明書自動交付機に係る現金の取扱いについて

現在、証明書の自動交付機が本庁を除く市内の出先機関5箇所に設置されているところである。自動交付機の中に日々収入される証明書手数料は、市民課が備える現金出納簿を見る限り、会計規則で定められたとおり「即日または翌営業日までに」市の口座に入金されていた。

しかしながら今回詳細に確認したところ、自動交付機の中に日々収入される証明書手数料は、市の職員が約2週間に1回の割合で回収しているだけであり、実際には会計室から別途交付されている釣銭用資金の一部が市の口座に払い込まれていたためである。

現行の事務処理は、会計規則が定める現金取扱いの基本に反するとともに、釣銭資金交付の本来の目的にも反する取扱いとなっており、二重の意味で不適切な事務執行となっている。

平成30年7月に自動交付機は廃止される予定となっているが、残された期間、実態を踏まえた適正な事務が行えるよう是正されたい。

市民課 措置状況

ご指摘を受けた以降につきましては、翌営業日に回収を行ってまいりました。

また、平成30年3月1日からは会計規則の改正により、証明手数料の回収を数日間まとめておこなうことが可能となりましたので、会計規則と実際の証明交付手数料の回収事務を整合させております。

今後も、法令等を遵守するよう、適正な事務の執行に努めてまいります。